

第2回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月8日(木) 午後3時00分

2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 織本 幸一

3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司

5番 池田 誠

6番 中村 好男

7番 三枝 正直

8番 高橋 奈緒美

9番 高浦 伸芳

10番 麻生 等

11番 福山 博久

12番 松崎 秋夫

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

(開会 午後2時55分)

事務局 それでは皆様こんにちは、お時間が定刻5分前ではございますが、出席委員さん全員お揃いですので始めさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、第2回いすみ市農業委員会総会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第2回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は、5つございます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

副会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の議事進行につきましても、会長から申し出がありまして、「いすみ市農業委員会会議規則第2条」、会長が事故ある時は、副会長が職務を代理するとなっておりますことから、議事進行につきましては、本日も織本副会長をお願いいたします。

議長 それでは、藤平会長に代わって議事進行を務めさせていただきます織本です。よろしくをお願いいたします。

審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番、池田委員、議席番号11番、福山委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますので、委員の皆様、ご審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いた

します。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

水稻を耕作いたします。

申請土地、万木字上行寺前、地目、田、〇〇〇〇m²。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は新規就農の為です。

譲受人は、現在埼玉在住ですが、譲渡人から作業場付きの住宅を購入しており、近々移住予定です。住宅と隣接している申請地で本格的に農業を始めます。

キュウリ、ナス、大根、キャベツ、ジャガイモ等を耕作いたします。

農機具等は、草刈り機と耕運機の2台ですが、今後、他の農機具も購入予定です。

申請土地、万木字江尻、地目、田、〇〇〇〇m²。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、新規就農の為です。

譲受人は現在東京在住ですが、勝浦市の農園で耕作の演習に通い、短期宿泊もしています。新規就農の相談を千葉県園芸協会、夷隅農業事務所等にしていたところいすみ市を紹介してもらい今回の申請に至りました。今回の申請で許可がおりれば、いすみ市または近辺に農業の拠点を設けるため住宅を探す予定です。

玉ねぎ、ジャガイモ、里芋、サツマイモ、カボチャ等を耕作いたします。農機具等は当面、譲渡人から賃貸します。

申請土地、行川字内久保、地目、田、〇〇〇〇m²。

権利内容は賃貸借権設定で使用期間は10年です。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は

所有農地に隣接し耕作に便利な為です。

ジャガイモ、キュウリ、白菜、大根を耕作いたします。

申請土地、引田字台畑、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5から6は同一の譲受人の為、一括でご説明いたします。

譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

水稻を耕作いたします。

番号5、申請土地、新田字新土手、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号6、申請土地、新田字新土手、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5と6です。

番号7、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、新規就農の為です。

譲受人は東京に住所がありますが、去年の2月に申請地の前面の住宅を取得しており、月の大半をいすみ市で生活しております。近々移住予定です。

アガベ、エケベリア等の多肉植物を簡易なビニールハウスにて栽培いたします。

申請土地、新田野字西之前、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号7です。

番号8、譲渡人理由は農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

譲受人は3条許可による所有権移転のあと農地造成のための一時転用の申請をし、一時転用終了後、金ごまを耕作いたします。

農機具等は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台、播種機1台の保有状況であります。

申請土地、大野字部田原地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号8と9です。

番号9、譲渡人理由は、高齢で遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受

人理由は、新規就農の為です。

譲受人は東京在住ですが、いすみ市で新規就農の計画を立てていたところ、条件のいい住宅を取得し、申請地は住宅に隣接しており耕作に便利であることから今回の申請に至りました。

作物はきたあかり、さつまいも、落花生、トウモロコシ、果樹類等を耕作いたします。

農機具等は簡易なハウス、除草機、防鳥ネット、耕運機を現金で購入予定です。申請土地、岬町椎木字村岡、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号10です。

番号10、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は新規就農の為です。

譲受人は千葉市在住ですが、作業場、倉庫付きの住宅を取得し、前面に申請地があり耕作に便利の為今回の申請に至りました。

いすみ市に移住し夫婦二人で、枝豆、サツマイモ、いちじく等耕作します。

農機具等は、耕運機、草刈り機等は購入済みです。

申請土地、岬町中原字天神下、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号11です。

以上、番号1から番号10についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、2番、織本から説明いたします。

織 本 委 員 番号1に関しては、受け人が常に規模拡大しているため問題ないと思います。

番号2に関しては、自宅に面した田んぼを受け入れていますので、野菜を作ることで問題ないと。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 次に番号3及び番号4について、11番、福山委員の補足説明をお願ひいたします。

福山委員 はい。11番の福山です。

申請番号3の方ですが、こちら、受人は勝浦市で市民農園で耕作しているということで、特に問題はないと思います。

申請番号4なのですが、こちらは、譲受人は所有地の隣が自分の土地ということで、こちらも特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお祈りいたします

議長 次に番号5及び番号6について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

議長 次に番号7について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

この方は、住民票は世田谷ですが、ほぼこちらのところを生活拠点とされていて、自分の住んでいるところ、すぐ前の土地に温室を建てて、多肉植物、サボテンみたいなものですけど作る予定です。現にもうめちゃくちゃ狭い敷地の中に温室を立てて、一部栽培してしまっていて、何も問題がないと思います。よろしくお祈りいたします。

議長 次の番号8について、大野地区の農地については、8番、高橋委員、高谷地区の農地については、9番、高浦委員がそれぞれの地区担当となりますが、内容に関連があることから一括して、8番、高橋委員から補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

ちょっと長くなってしまうので申し訳ないのですが、私は実はこの大野の〇〇アールぐらいのところ、そこを見たのですが、そのときに金ごま、まず3条で土地を変えて、その後、埋め立てをして、それから金ごまを作付けしたいという話だったので、同時に、高浦委員が見てくださった大原のところで、〇〇アールぐらいあるのですね、これ足したら〇〇アールぐらいになるのですが、金ごま、私、全然知識がな

くて、ちょっと調べたのですが、金ごま〇〇アールってかなり大変なの
ですね、作業が、それを2人でされるっていうことで、しかも農業経営規
模拡大っていうことは、今も何か他でされているのですね。

ちょっと金ごまについて調べてみて、金ごまをやっている人とかにいろ
いろ聞いてみたのですけれども、夏収穫するのですが、切り取って束ね
て、全部逆さまにおいて、1週間天日干しするらしいのですが、そのとき
に大体5、6人で作業やっていて、夏は〇〇アールでほぼ死にけるって
いうぐらい大変な作業らしいですね。それを〇〇アールできるのかどうか。
もう一つ、金ごまは連作駄目なのです。すごい植え付け簡単で育てやす
いのですけれども、連作でもって3年、駄目だったら2年、私が調べたと
ころの農家さんは、玉ねぎと交互にやっているみたいな感じなのですが、
この営農計画表をちょっとじっくり見てみたら1年目で〇〇〇〇万、2年
目に〇〇〇〇万、3年目で〇〇〇〇万に収益を上げるって書いてあるので
すね。

それで、この会社のある場所、ちょっと見に行ってみたのですけれども、
置いてあるはずの機械が全然ない。そこはおっしゃっていたのです、まだ
会社を事務所とか立ち上げるにはちょっとまだ大変やから、場所を借りて
いるみたいな言い方をされていて、金ごまについても、誰かを勉強に行か
すか行かす予定があるとかそんな感じだったのです。

ちょっと私なんか分かんなくなっちゃいまして、本当はこの場で皆さん
に審議を求めなければいけないのですけれども、先輩方のご指導っていう
かちょっとご相談をしたいなと思った次第であります。

あと事務局の方からも何か補足があれば追記追加してほしいのですけれ
ども、今までの経験からのご指導があればと思うのですけれども。

事務局 一応ちょっといいですか。

議長 事務局

事務局 今回、3条申請で金ごまの申請を出してきた〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という会
社なのですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ファームは令和5年6月21日に
設立した農地所有適格法人の会社です。

従業員は一応5人です。今言っていた会社の所在地は、いすみ市弥正〇

〇〇〇というところに、従業員である〇〇〇〇さんっていう方の所有の自宅を拠点に置いております。令和5年8月の3条申請で、岩船に〇〇〇〇㎡の土地にハーブ、バイマックルで3条の申請をしており、令和5年9月7日で許可が出ています。

機械の方は事務局の方で確認しに行きましたけれども、置いてある様子はありません。ただ、他のところに置いてあるという言い方をしておりましたので、そこまでは確認しておりません。一応そういう状況であります。

今回の申請で一応金ごまと言うことで、面積は広いのですけれども、農業従事者は2名で一応上げてきておりますけれども、今後、手がかかるようであれば、従業員をフル活動して作業していくとっておりました。

池田委員 あれ、岩船ってのは俺が見に行ったところ。

事務局 そうです。

池田委員 あの時、現場に来たの渡辺って言ったよね。あの若いのね。

事務局 植田です。岩船に来たのは植田さんです。

池田委員 あれはきちんとやっているでしょう。

事務局 一応、岩船のハーブのバイマックルっていうのは、数年、10年ぐらいかけてやるということで、現場の方は見ておりますけれども、小さい鉢が7とか8個ぐらい置いてあり、それもちょっと枯れかけ感じで、簡易式な本当に家庭菜園で使うようなビニールハウスみたいなものを被せてあります。ちょっとハーブが枯れて見えます。

池田委員 〇〇小学校の近くだよ。

事務局 現場の方はちょくちょく見に行っています。バーブというのは何か時間がかかる。10年ぐらいのかけてやるということで

高橋委員 はいちょっと補足なんですけど、そのバイマックルの話は、私が大野にチェックに行ったときに、先方、その〇〇〇〇〇〇〇〇の方から話があって、今、バイマックル植えているって言ったので、ちょっと私バックルも調べたのです。

こぶこみかんっていうタイのなんかカレーとかに使うやつなんですけど、彼は葉っぱを使うって言ったのです。でもバイマックルの5年かかるっていうのは実の方なのですよ。実は実の方ハーブ系にはあんまり使わな

いのですね。葉っぱは大きくなったら取れるのですけれども、ちょっと話が食い違っているなっていうのを感じたのですが、実を取らないだったら5年もかからないし、葉っぱやったら割と毎年なのです。冬は当然枯れるので、伸びたときに取っていくって感じで、大体半年間、1本の苗木で半年で最初にちっちゃいのを植えても30センチ伸びるかなっていう感じなのですけれども、それで冬はちょっと寒いといけないから温室の中に入れて、夏はタイの植物なのでそんなに暑さに弱くないので、日本市場やったらいけるかなと私は思うのですが、実を取るわけじゃないので、5年っていうのはちょっと怪しいかなと思います。

池田委員　でも本人はそう言っていたからね。葉っぱ。俺の記憶では。

高橋委員　葉っぱって言っていたのですよね。葉っぱは取れるのですよ。

吉清委員　ちょっとお尋ねしたいことがあります。

議長　吉清委員。

吉清委員　4番、吉清です。

これ、先月出た案件、私が担当したとこと同じ会社ですよ。

事務局　はい。今のお話のところになるのですが、先月の総会で審議した案件に関しましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ではなくて個人です。先月3条での売買に関しては、〇〇〇〇〇〇〇〇が取得するのではなくて個人で、その個人というのが、この法人の従業員ではあるのですが。

あくまでも今回の3条の取得に関しては法人での取得で、先月やったのは個人での取得です。そこの差があります。

あと、申し訳ありません。とりあえず次の補足説明について進めさせていただいて、質疑は他の案件もありますので、まとめという形でお願いできればと思います。

議長　はい。では次の案件に移りたいと思います。

番号9及び番号10について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員　はい。13番、吉野です。

番号9、譲受人は東京の方に住んでいるところで、田舎暮らしを望んでいるところ。いずれ家族で移住して、農業を24歳とのことですので、

長い目で見てやってもらいたいと思います。問題ないと思います。

番号10、新規就農者で、営農するとのことですので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉清委員 はい。

議長 吉清委員。

吉清委員 4番、吉清です。

さっきの番号8と私が担当した釈迦谷、同じような内容なのですよ。まずは埋め立ててっていうのだよね。

松崎委員 はい。

議長 松崎委員。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

今の話し、先月の総会に上がった吉清さん担当したところ、やっぱりその埋め立てる、湿田でどうなるのかっていう話が、金ごまをやるってあったと思うのですけども、それで埋め立てるっていうことなんすけどそれについては、今後、転用の申請が上がる予定になっているのですか。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。先月の話では、釈迦谷の金ゴマ栽培予定地につきましては、3条許可が取れ次第、一時転用の農地造成の5条申請を出すっていう予定ではあったのです。実際にですね、今回議案として上がってきてないのですけれども、実際のところは受付期間中に提出がありました。

受け付けたのですけれども、一旦取り下げということで、昨日取り下げにまいりました。その前からですね、取り下げる以前に、書類不備等がありましたので、今回の総会に諮られないので、書類の補正をしながら書類が揃った段階で、その次の農業委員会にかけるということでした。ところが昨日になって取り下げということでしたので、いずれにしても今回かけられない状態でしたので、議案としては出てない状態です。

以上です。

池田委員 3条の方はどうなの。

事務局 3条の方につきましては、前回の総会で許可相当の議決をいただいて、許可になりましたので許可書の交付済みでございます。

池田委員 松崎さんの言っているのとちょっと合わないよね、話しが。

松崎委員 今回の期間中に転用の申請はあったけど、取り下げたっていうのは、書類の不備等で取り下げって形にしたのか、それとも、何か別な理由で取り下げをしているのですかね。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 先月の総会の積迦谷の案件を整理させていただくのですけれども、先月の3条の権利移動に関しましては、最終的に採決いただいたなかで許可ということで、申請人に許可書の方を交付している状況でございます。

それを踏まえまして、今回の総会にかけるべく、申請期間中に5条申請の方は上げてきたのですけれども、一応内容の方を細かく申し上げますと、お金、資金計画のところでは疑義、不足する書類の方がありましたので、補正指示、不足するものを提出しなさいよということで補正指示をかけておりました。こちらはその補正指示をかけてのところ、皆様方の方に議案を送る兼ね合いもありますので、この日にちまでに出さなければ、今日、この今回の総会に上げることは出来ないよという説明をした上で補正指示をかけておりました。

その期日、要は皆様方の方に議案をお送りするリミットが過ぎてしまいましたので、今回の議案という形では上げていなかった訳なのですけれども、昨日になりまして申請人の方から書類の方ちょっと整えることができないので取り下げるということで取り下げたという流れになります。

松崎委員 取り下げの作業の流れはわかったのですけれども、こうなってくると3条を認めたのが、金ごまを作るためにこの土地を取得します。この土地のを改良、転用することで金ごまの栽培が始められるっていうふうに計画してると、ちょっとどうなのですかね。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。事業計画、3条許可申請で営農計画は確かに金ごまということで、その金ごま、いわゆる田面そのままということではなくて、農地造成をした上でという事業計画であってのことになりますので、申請人の方は、今回は書類の方が整えることが出来ないの取り下げということでしたので、今月、2月の申請期間中に一応改めて出すっていう意向の方は示して帰りましたので、きちんと書類の方整えてもらって、審議にかけられるような状況のもので提出がなされれば、来月の総会で皆様の方に審議していただく流れになろうかと思えます。

松崎委員 はい。

議長 松崎委員。

松崎委員 多分、その1月の案件ぐらまでの規模であれば、要は不可能ではない計画だと思います。埋め立てとか耕作するのをやってやれないことは無いのかなと思うのです。そこでつまづいている段階で今度の8反をそれをするっていうことが、農業経営がちょっとどうなのかなって思うのですけども、ちょっと疑問になってしまうのですけれども、どうですかね。

ただ、前もあつたと思うのですけど、渡人にも理由があるからっていう話しがあつて、今回は所有権移転ってなっていますので、そういう手続きをしたっていうこともあつて申請にはなっているかもしれないのですけど、渡人の議論もあるかとは思っているのですけれども、心情的にはちょっと様子見てみたいような気がするの、思うのですけれども。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。3条に限った話ではないのですけれども、許認可申請にあつては、一応こちら側の事務指針に基づいた審査の項目として、その申請時点、今回のものですと申請で上がっている営農計画で、その目的が実現できるかどうかを判断しなさいよっていうのが一つあるわけなのですね。

相手さんの方は将来、人を増やしてどうこうとかがつていうのはあるのですけれども、それだったら初めからそれを踏まえた営農計画を立ててきなさいよっていうふうな言い方に、こちらになってしまうのですけれども、ただ高橋委員の方からもご説明いただいたのですけれども、やはり一番大

きなところは、所在が離れるところではあるのですけれども、〇〇反歩と〇〇反部の土地埋める前提の金ごまを2人で本当にやれるのかどうか、またその作業の大元となる機械が、申請の法人所在地に無かったというこの2点を踏まえると、最終的に皆様方の審議を経るっていうところになるのですけれども、これはちょっと事務局の方でここまで正直ちょっと踏み込んだ話しはどうなのかって言われてしまうかもしれないのですけれども、この2点、疑義があるということで、申請人に対して、もう一度、内容確認して補正指示をした上で、来月再審査という形にするというのも一つの方法ではあるかと思えます。以上です。

池田委員 事務局の説明の中では、トラクターとか管理機とか、3つばかり言ったよね。持っているって、所有しているって。説明のなかで、トラクター、管理機って。

事務局 事務局としては問い合わせたのですけれども、ご本人の回答では他の現場に置いてありますので、もし確認するのであればということで、この所在地には置いていないけれども所有はしておりますって回答で、私達も現物は見てないという状況です。

池田委員 書類上はあれでしょ、書くところがあって、機械はどういうものをもってそういう申請になっているのでしょ。

事務局 その通りです。だけど所在地なかったっていう事実が判明したので。

池田委員 そうするのはどうするのですか。

事務局 1回差し戻して補正をした上で、来月再審査という形にするというのも一つの方法ではあるかということでの説明させていただきました。

議長 他に質疑ございませんか。

それでは、各委員から色々ご意見を頂きましたけれども、これらを踏まえまして採決に移りたいと思います。

まず、議案第1号については、番号1から番号7、番号9及び番号10を先に採決し、その後に番号8についての採決を行うこととします。これについて、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

それでは、議案第1号については、番号1から番号7、番号9及び番号

10を先に採決し、その後に番号8についての採決を行います。

議長 それでは、それでは、議案第1号、番号1から番号7、番号9及び番号10について、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号1から番号7、番号9及び番号10については、原案のとおり可決されました。

議長 続きまして、議案第1号、番号8についての採決を行います。

番号8については、申請者に再確認することとし、翌月に再審査とします。これについて、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号8については、翌月に再審査とします。事務局は対応をお願いします。

高橋委員 すみません。これから事務局はどういうことをされるのですか。

この申請者に対して、もう1回ちゃんと書類をやってくださいって言うのですか。調べて教えてくださいって言うのですか。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。今後の流れとしますと、一応、翌月再審査というふうなことでありますので、申請人に対してもう一度、一番主なところは事業計画、疑義になりました、本当にこの面積を2人でやれるのっていうところが大きなところの1点目、もう1点のところは、やはり機械機材の所在、保有状況というものをもう一度申請人の方に、そもそもそういうのをひっくるめて計画に記載を行ってもらっているものになりますので、ここの所の補正指示を出しまして、来月、実際にこれは来月の総会までにそういったものを、申請者の方が整えることが出来るかどうか出来るかっていうのはあるのですけれども、基本はそういったところ、今お話をさせていただいた2点について補正支持を行いまして、来月の総会に再審査という流れで持っていければと考えております。

藤平委員 いいですか、事務局、一つお願いがあるのですが、この〇〇反部の田んぼですね、書類受け付けるときに、今現在耕作されている方が高台の方

にいらっしゃるのですよ。賃貸借の書類が整っているかどうか。

また埋め立てる山砂、どっから持ってくるのか、それを確認していただきたいのですが

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。今、お話のありました2点につきましては、計画の補正指示のところで併せて確認の方をさせていただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町和泉上長所、清附の田と畑〇〇〇〇㎡で、ドラッグストアの西側に位置します。図面番号12です。

上長所の申請地は、土地改良区の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、転用目的が敷地拡張、住宅用地で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものと考えます。

清附の申請地は、土地改良区の区域外にあり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。

転用目的は、敷地拡張です。

譲受人は自己所有の別荘の敷地が手狭であることから、隣接地を購入し、敷地拡張をする計画です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号2、本件土地は岬町押日上原の田、〇〇〇〇㎡で滝見寺の西側に位置します。図面番号13です。

申請地は、10ヘクタール以上の広がり内にある農地であることから、

第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、転用目的が障害者施設用の駐車場であり、公共性の高い事業で農地法施行令に記載されたものであることから例外的に許可になると考えます。

転用目的は、駐車場、〇〇台です。

譲受人は農地法第5条の許可を得て隣接地に障害者施設を建築中です。当初、敷地内に駐車場を設置する計画でしたが、送迎スペースが予定以上に必要となり、隣接の申請地に駐車場を設置する計画としました。造成の計画は道路と同じ高さまで土砂による埋立てを行い、転圧を掛け砕石を敷きます。埋立て面積が500㎡未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇万円で、自己資金にて賄う計画となっています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

議案第2号、番号1について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。吉野です。

説明のとおりでございまして、敷地内、敷地を拡張するってことで、見た感じ、問題ないと思います

議長 続きまして、番号2について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい、10番、麻生です。

先ほど事務局から説明ありました通り、いま建設中の施設、そして道路に挟まったところなので周りの影響もないかと思います。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号非農地判断についてご説明申し上げます。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、新田字十王台、地目、畑、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇㎡です。

図面番号14番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

2月6日に、藤平会長、吉清委員、藍野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩1・2番の写真の状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林・原野に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

議案第3号、番号1について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番吉清です。

写真の方を見ていただきたいと思います。これが番号1の十王台っていうところの写真です。それで、この写真の6番を見ていただくと分かるのですが、所々に木の切り株がありまして、もう既に20年から30年ぐらいたった杉があつて、ここ開発にはかなりの重機が必要と思われま

す。
次に2ページ目の写真を見ていただきたいと思います。これが中川っていうところですね。項目の下から二つ目がそうなのですが、ここは萱が枯れたのかセイタカアワダチソウの枯れたのが、背丈ほどに生い茂っ

ていますが、刈り取って、大きなトラクターとかで耕耘すれば農地として十分に復旧できるのではなかろうかということで、こちらの方は認められないということでもあります。

以上です

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

松 崎 委 員 はい。

議 長 松崎委員。

松 崎 委 員 はい。多分、写真、十王台の方、これは誰かが草を刈ってあってですね、木も伐採したのですかね。

吉 清 委 員 ちょっと写真の写りが悪いので、14番の方見ていただくとちょっと杉が切ってあるのもあるけど、耕運機ぐらいでは、復旧できないっていうような感じですね。

事 務 局 ただいまの吉清委員の説明に補足させていただきます。

ちょっと写真の色が薄いためちょっとよく見えなくて申し訳なかったのですが、確かにこちらの方ですね、十王台の方につきましては、切り株もいっぱい残ってしまっていて、これ見た目には日陰ってあるのですが、切り株もかなり広範囲にわたってあるような状態です。

吉 清 委 員 ただいま、事務局の補足もありましたが、申し出のあった〇〇筆のうち、新田字十王台の畑等の〇〇筆については非農地判断、新田字仲川の田〇〇筆については、農地判断とすることで、ご審議頂ければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、新田字十王台の畑等の〇〇筆については非農地判断とし、新田字仲川の田〇〇筆については、農地判断とすることで決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、可決されました。

続きまして、議案第4号、令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和6年1月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は17ページに記載させて頂いております。

賃借権26件、使用貸借権4件、貸付者29名、借受者22名、

田、88,086㎡、畑、3,367㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が

定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。18ページをご覧ください。

新規設定、賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、畑、1,048㎡でございます。

以上の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

議 長 事務局どうぞ。

事 務 局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は1月31日までに回答済の14件について、議案書19ページから22ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようございますので、本日の審議事項すべてを終了しました。

以上をもちまして、令和6年第2回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局 織本副会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議、ありがとうございました。これにて第2回総会を閉会いたします。

続きまして、次回3月7日、木曜日の総会は、午後3時から大原文化センター1階の大会議室を会場として開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

繰り返しお伝えいたします。次回3月7日、木曜日の総会は、午後3時から大原文化センター1階の大会議室を会場に開催となりますのでお間違いのないようご注意ください。

2月の申請受付については、2月21日、水曜日、22日、木曜日の予定ですが、20日、火曜日を加えて3日間といたします。現地確認につきましては、2月26日、月曜日及び27日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

それでは次に活動記録簿ですが、1月分または12月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。

(閉会 午後3時55分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 1 番委員